



審査請求・異議申立て・処分取消訴訟について

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

（地方自治法第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文）

2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する判決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、非営利活動法人ひだまりを被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文）

3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（行政事件訴訟法第14条第2項本文）